

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

規則

- 港湾施設の供用廃止……………（同）…一九

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し……………一九

○東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程……………一九

規 程（水）

規 程（下水）

○東京都下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………二〇

○東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………二一

公 告

○特定開発行為に関する対策工事等の完了……………二二

○当せん金付証票の発売委託……………（全国自治宝くじ事務協議会）…二三

○東京都下水道局多摩建築指導事務所開発指導第一課……………二三

規 則

○当せん金付証票の発売委託……………（全国自治宝くじ事務協議会）…二三

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

規則を公布する。

令和八年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

◎東京都規則第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十七年

東京都知事 小池百合子

◎東京都規則第三号

人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都規則第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の前の見出しを削り、同条を第二十四条とし、同条の前に見出しつとして「(利用することができる特定個人情報)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条 条例別表第二の三の項に規定する規則で定めるもののうち障害者関係情報は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十二条第一項第二号ハの調査及び判定、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度並びに知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十二条第一項第二号ハの判定に関する情報とする。

第十三条を第十八条とし、同条の次に次の五条を加える。

第十九条 条例別表第二の三の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 住宅条例第五十一条、第六十八条第三項、第七十三条第三項、第七十六条第三項及び第八十条第三項において準用する第九条又は第九条の二の規定による許可に関する事務

二 住宅条例第五十一条において準用する第十二条第二項及び第二十九条第三項の規定による使用料の決定に関する事務

三 住宅条例第五十条(第五十一条において準用する場合を含む。)、第五十一条及び第五十九条(第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する場合に限る。)において準用する第十四条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による使用料及び保証金の減免の申請に係る審査に関する事務

四 住宅条例第五十条(第五十一条において準用する場合を含む。)、第五十一条、第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第十九条第一項の規定による許可の申請に係る審査に関する事務

五 住宅条例第五十条(第五十一条において準用する場合を含む。)、第五十一条、第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第二十条第一項の規定による許可の申請に係る審査に関する事務

六 住宅条例第五十条(第五十一条において準用する場合を含む。)、第五十一条、

第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第二十一条第一項の規定による許可の申請に係る審査に関する事務

七 住宅条例第五十条(第五十一条において準用する場合を含む。)、第五十一条、第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第二十一条第一項の規定による届出に係る審査に関する事務

八 住宅条例第五十一条、第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第二十三条の規定による許可の申請に係る審査に関する事務

九 住宅条例第五十一条において準用する第二十七条並びに第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第六十二条の規定による収入額の認定又は改定に関する事務

十 住宅条例第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第五十八条第三項の規定による申請に係る審査に関する事務

十一 住宅条例第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第五十八条第四項の規定による使用料の減額に関する事務

十二 住宅条例第八十六条の規定による駐車場の利用申込みに係る審査に関する事務

十三 住宅条例第九十一条の規定による利用料金の減免又は徴収猶予の申請に係る審査に関する事務

十四 規則第三十六条、第五十条、第五十三条、第五十六条及び第五十九条において準用する第四条及び第五条の規定による使用申込みに係る審査に関する事務

十五 身体障害者(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由)・高齢者に対する住宅設備等改善事業実施要領による住宅設備改善工事の申込みに係る審査に関する事務

十六 特定駐車場使用承諾基準による承諾の申請に係る審査に関する事務

十七条 条例別表第二の四の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都引揚者住宅条例第十二条の規定による許可の申請に係る審査に関する事務

二 細則第八条の規定による許可の申請に係る審査に関する事務

三 細則第八条の二の規定による届出に係る審査に関する事務

四 細則第八条の三の規定による届出に係る審査に関する事務

- 五 身体障害者（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由）・高齢者に対する住宅設備等改善事業実施要領による住宅設備改善工事の申込みに係る審査に関する事務
- 第二十一条 条例別表第二の五の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 福祉住宅条例第十五条第一項の規定による使用料の減免の申請に係る審査に関する事務
 - 二 福祉住宅条例第十六条第一項の規定による承認の申請に係る審査に関する事務
 - 三 福祉住宅条例第十七条の規定による届出に係る審査に関する事務
 - 四 福祉住宅条例第十七条の規定による届出に係る審査に関する事務
 - 五 福祉住宅条例第二十四条の規定による収入額の認定又は改定に関する事務
 - 六 身体障害者（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由）・高齢者に対する住宅設備等改善事業実施要領による住宅設備改善工事の申込みに係る審査に関する事務
- 第二十二条 条例別表第二の六の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 地域特別賃貸住宅条例第五条、第六条又は第八条第二項の規定による使用申込みに係る審査に関する事務
 - 二 地域特別賃貸住宅条例第十七条第一項の規定による使用料等の減免の申請に係る審査に関する事務
 - 三 地域特別賃貸住宅条例第二十五条第一項の規定による許可の申請に係る審査に関する事務
 - 四 地域特別賃貸住宅条例第二十六条第一項の規定による許可の申請に係る審査に関する事務
 - 五 地域特別賃貸住宅条例第三十四条の規定による駐車場の利用申込みに係る審査に関する事務
 - 六 地域特別賃貸住宅条例第三十九条の規定による利用料金の減免又は徴収猶予の申請に係る審査に関する事務
 - 七 規則第二十四条の二の規定による届出に係る審査に関する事務
 - 八 規則第二十四条の二の規定による届出に係る審査に関する事務
 - 九 規則第二十五条の二の規定による届出に係る審査に関する事務
 - 十 特定駐車場使用承諾基準による承諾の申請に係る審査に関する事務
 - 十一 第十二条の前の見出しを削り、同条を第十七条とし、同条の前に見出しつとして「（特定個人情報を利用する事務）」を付する。
 - 十二 第十一条中「条例別表第一の十の項」を「条例別表第一の十五の項」に改め、同条を第十六条とする。
 - 十三 第九条中「条例別表第一の九の項」を「条例別表第一の十四の項」に改め、同条を第十五条とする。
 - 十四 第八条中「条例別表第一の八の項」を「条例別表第一の十三の項」に改め、同条を第十四条とする。
 - 十五 第七条中「条例別表第一の七の項」を「条例別表第一の十二の項」に改め、同条を第十三条とする。
 - 十六 第七条中「条例別表第一の六の項」を「条例別表第一の十一の項」に改め、同条を第十二条とする。
 - 十七 第六条中「条例別表第一の五の項」を「条例別表第一の十の項」に改め、同条を第十二条とする。
 - 十八 第五条中「条例別表第一の四の項」を「条例別表第一の九の項」に改め、同条を第十五条とする。
 - 十九 特定駐車場使用承諾基準による承諾の申請に係る審査に関する事務
 - 二十 第二十三条 条例別表第二の七の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - 二十一 特定公賃貸住宅条例第十七条第一項の規定による使用料等の減免の申請に係る審査に関する事務

審査に関する事務

- 一 特定公賃貸住宅条例第二十五条第一項の規定による許可の申請に係る審査に関する事務
- 二 特定公賃貸住宅条例第二十六条第一項の規定による許可の申請に係る審査に関する事務
- 三 特定公賃貸住宅条例第三十四条の規定による駐車場の利用申込みに係る審査に関する事務
- 四 特定公賃貸住宅条例第三十四条の規定による駐車場の利用申込みに係る審査に関する事務
- 五 特定公賃貸住宅条例第三十九条の規定による利用料金の減免又は徴収猶予の申請に係る審査に関する事務
- 六 規則第二十三条の二の規定による届出に係る審査に関する事務
- 七 規則第二十四条の二の規定による届出に係る審査に関する事務
- 八 特定駐車場使用承諾基準による承諾の申請に係る審査に関する事務
- 九 特定駐車場使用承諾基準による承諾の申請に係る審査に関する事務
- 十 特定公賃貸住宅条例第三十四条の規定による駐車場の利用申込みに係る審査に関する事務
- 十一 第十二条の前の見出しを削り、同条を第十七条とし、同条の前に見出しつとして「（特定個人情報を利用する事務）」を付する。
- 十二 第十一条中「条例別表第一の十の項」を「条例別表第一の十五の項」に改め、同条を第十六条とする。
- 十三 第九条中「条例別表第一の九の項」を「条例別表第一の十四の項」に改め、同条を第十五条とする。
- 十四 第八条中「条例別表第一の八の項」を「条例別表第一の十三の項」に改め、同条を第十四条とする。
- 十五 第七条中「条例別表第一の七の項」を「条例別表第一の十二の項」に改め、同条を第十三条とする。
- 十六 第七条中「条例別表第一の六の項」を「条例別表第一の十一の項」に改め、同条を第十二条とする。
- 十七 第六条中「条例別表第一の五の項」を「条例別表第一の十の項」に改め、同条を第十二条とする。
- 十八 第五条中「条例別表第一の四の項」を「条例別表第一の九の項」に改め、同条を第十五条とする。
- 十九 特定駐車場使用承諾基準による承諾の申請に係る審査に関する事務
- 二十 第二十三条 条例別表第二の七の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。
- 二十一 特定公賃貸住宅条例第十七条第一項の規定による使用料等の減免の申請に係る審査に関する事務

第四条中「条例別表第一の三の項」を「条例別表第一の八の項」に改め、同条を第九条とし、第三条の次に次の五条を加える。

一 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号。以下この条及び第十九条において「住宅条例」という。）第五十一条、第六十八条第三項、第七十三条第三項、第七十六条第三項及び第八十条第三項において準用する第九条又は第九条の二の規定による許可に関する事務

二 住宅条例第五十一条において準用する第十二条第二項及び第二十九条第三項の規定による使用料の決定に関する事務

三 住宅条例第五十条（第五十一条において準用する場合を含む。）、第五十一条及び第五十九条（第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する場合に限る。）において準用する第十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による使用料及び保証金の減免の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

四 住宅条例第五十条（第五十一条において準用する場合を含む。）、第五十一条、第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第十九条第一項の規定による許可の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

五 住宅条例第五十条（第五十一条において準用する場合を含む。）、第五十一条、第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第二十条第一項の規定による許可の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

六 住宅条例第五十条（第五十一条において準用する場合を含む。）、第五十一条、第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第二十一条第一項の規定による許可の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

七 住宅条例第五十条（第五十一条において準用する場合を含む。）、第五十一条、第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第二十二条第一項の規定による許可の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

八 住宅条例第五十一条、第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第二十三条の規定による許可の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

九 住宅条例第五十一条において準用する第二十七条並びに第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第六十二条の規定による収入額の認定又は改定に関する事務

十 住宅条例第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第五十八条第三項の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

十一 住宅条例第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第五十八条第四項の規定による使用料の減額に関する事務

十二 住宅条例第八十六条の規定による駐車場の利用申込みの受理、当該利用申込みに係る審査又は当該利用申込みに対する応答に関する事務

十三 住宅条例第九十九条の規定による利用料金の減免若しくは徴収猶予の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

十四 東京都営住宅条例施行規則（平成十年東京都規則第二十五号。以下この条及び第十九条において「規則」という。）第三十六条、第五十条、第五十三条、第五十六条及び第五十九条において準用する第四条及び第五条の規定による使用申込みの受理、当該使用申込みに係る審査又は当該使用申込みに対する応答に関する事務

十五 規則第三十六条、第五十条、第五十三条、第五十六条及び第五十九条において準用する第十五条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

十六 身体障害者（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由）・高齢者に対する住宅設備等改善事業実施要領（平成五年四月一日付四住管管第六百五十号住宅局長決定）による住宅設備改善工事の申込みの受理、当該申込みに係る審査又は当該申込みに対する応答に関する事務

第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第二十二条第一項の規定による許可の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する第二十二条第一項の規定による許可の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第二項の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

十七 特定駐車場使用承諾基準（平成十二年三月十四日付十一住管指第七百六十四号）住宅局管理部長決定による承諾の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第五条 条例別表第一の四の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都引揚者住宅条例（昭和二十六年東京都条例第六十一号）第十二条の規定による許可の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 東京都引揚者住宅条例施行細則（昭和二十六年東京都規則第五十七号。以下この条及び第二十条において「細則」という。）第八条の規定による許可の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 細則第八条の二の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

四 細則第八条の三の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

五 身体障害者（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由）・高齢者に対する住宅設備等改善事業実施要領による住宅設備改善工事の申込みの受理、当該申込みに係る審査又は当該申込みに対する応答に関する事務

第六条 条例別表第一の五の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号。以下この条及び第二十一条において「福祉住宅条例」という。）第十二条の規定による使用料の減免の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 福祉住宅条例第十五条第一項の規定による承認の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 福祉住宅条例第十六条第一項の規定による承認の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

四 福祉住宅条例第十七条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

五 福祉住宅条例第二十四条の規定による収入額の認定又は改定に関する事務

六 東京都福祉住宅条例施行規則（昭和三十五年東京都規則第八十六号）第十三条の二の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

七 身体障害者（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由）・高齢者に対する住宅設備等改善事業実施要領による住宅設備改善工事の申込みの受理、当該申込みに係る審査又は当該申込みに対する応答に関する事務

八 東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第一百三号。以下この条及び第二十二条において「地域特別賃貸住宅条例」という。）第五条、第六条又は第八条第二項の規定による使用申込みの受理、当該使用申込みに係る審査又は当該使用申込みに対する応答に関する事務

第七条 条例別表第一の六の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第一百三号。以下この条及び第二十二条において「地域特別賃貸住宅条例」という。）第五条、第六条又は第八条第二項の規定による使用申込みの受理、当該使用申込みに係る審査又は当該使用申込みに対する応答に関する事務

二 地域特別賃貸住宅条例第十七条第一項の規定による使用料等の減免の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 地域特別賃貸住宅条例第二十五条第一項の規定による許可の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

四 地域特別賃貸住宅条例第二十六条第一項の規定による許可の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

五 地域特別賃貸住宅条例第三十四条の規定による駐車場の利用申込みの受理、当該利用申込みに係る審査又は当該利用申込みに対する応答に関する事務

六 地域特別賃貸住宅条例第三十九条の規定による利用料金の減免若しくは徴収猶予の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

七 東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則（昭和六十三年東京都規則第一百四十三号。以下この条及び第二十二条において「規則」という。）第十四条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

八 規則第二十二条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

九 規則第二十二条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

● 東京都告示第七十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の位置
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条
第一項第四号
の規定による
道路
同右
令和七年十二月二十五日
武藏村山市榎延長
二丁目四十七番二及び同番
三の各一部
武藏村山市大南一丁目八番五の一部、同番六、九番四の一部、同番十七及び同番十八の一部
八五・八六
幅員
五・〇〇
延長
八七・二〇
幅員
五・〇〇
延長
八五・八六
幅員
五・〇〇

同右

● 東京都告示第七十三号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年一月三十日

東京都知事 小池百合子

一日時 令和八年二月九日 午後四時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

● 東京都告示第七十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年一月三十日

● 東京都告示第七十四号

(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

令和八年一月三十日

東京都知事 小池百合子

東京都知事 小池百合子

五 免許年月日 令和三年七月一日

一 日時 令和八年二月九日 午後二時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ティーライフ
(二) 代表者氏名 代表取締役 鈴木哲史
(三) 主たる事務所の所在地 杉並区荻窪五丁目二十六番十三号Da
(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九五三八五号

(五) 免許年月日 令和五年五月二十四日

(一) 商号 株式会社ファイン・アンド・パートナ
(二) 代表者氏名 代表取締役 離形 訓行
(三) 主たる事務所の所在地 杉並区高円寺南四丁目二十三番五号
(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九三一二一號

名 称
江古田アパート
(1、2、3号棟)

位 置
中野区江古田三丁目一番

構造及び規模
中層耐火 五三・四平方メートル

戸 数
五四戸

●東京都告示第七十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和八年二月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年一月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）	港区	芝5-18		34.3	4	33,000	89,100
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）	港区	芝5-18		42.2	1	40,900	97,500
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート（1号棟）	港区	港南4-5		42.2	2	39,200	110,900
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート（2-6号棟）	港区	赤坂5-5		51.2	1	50,300	230,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（7号棟）	新宿区	戸山2-7		38.8	1	31,900	79,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（2-1号棟）	新宿区	戸山2-21		38.3	1	31,700	80,500
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート（1号棟）	新宿区	新宿6-13		42.2	1	35,700	68,900
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート（1-4号棟）	文京区	本郷4-15		35.8	1	30,500	77,000
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート（1-5号棟）	文京区	本郷1-35		37.3	1	33,200	79,100
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区	立花1-27		42.2	2	29,800	58,800
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（7号棟）	墨田区	堤通2-6		59.7	1	43,700	72,800
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（3号棟）	墨田区	堤通2-4		59.7	1	43,900	73,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（1号棟）	墨田区	立花6-8		55.9	1	40,400	81,500
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート（1号棟）	墨田区	八広5-10		55.9	1	40,100	83,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（3号棟）	江東区	辰巳1-10		33.4	1	26,100	57,600
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（1号棟）	江東区	東陽3-22		37.9	1	30,700	44,700
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート（4号棟）	江東区	東雲1-8		37.9	1	30,300	57,300
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（2号棟）	江東区	南砂4-4		34.3	3	27,800	53,800
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート（2号棟）	江東区	南砂6-5		51.2	1	43,400	93,100
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート（1号棟）	江東区	白河1-5		50.9	2	42,400	88,100
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（4号棟）	江東区	東雲2-4		51.2	1	42,500	96,900
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート（1-1号棟）	品川区	東品川3-32		37.9	1	32,500	55,900
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（6-0号棟）	品川区	八潮5-10		59.6	1	52,500	116,800
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート（1号棟）	大田区	大森西3-9		51	1	43,100	89,100
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第3アパート（6号棟）	大田区	大森西3-11		36.4	1	28,800	58,100
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート（2号棟）	大田区	羽田5-12		32.6	1	25,100	43,800
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（1-5号棟）	大田区	矢口2-21		32.9	1	26,000	40,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（1-6号棟）	大田区	矢口2-21		36.5	1	28,800	43,300
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート（2号棟）	大田区	西糀谷2-23		42.2	1	34,200	69,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（6号棟）	大田区	大森東1-36		59.6	1	49,900	94,500
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート（3-6号棟）	渋谷区	東2-25		34.4	1	30,200	89,000
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（1号棟）	渋谷区	広尾5-7		37.9	1	35,400	106,800
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（2-2号棟）	渋谷区	広尾5-7		34.3	1	32,000	103,700

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（2-3号棟）	渋谷区	広尾5-7		34.3	2	32,000	103,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（1号棟）	豊島区	南大塚2-36		42.2	1	35,800	67,700
一般都営	高層耐火	王子木町アパート（1-6号棟）	北区	王子木町3-4		37.3	1	29,200	64,100
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（2号棟）	北区	赤羽西5-12		39	1	29,600	54,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート（7号棟）	北区	赤羽北3-13		59.6	1	48,700	106,200
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート（1号棟）	荒川区	南千住2-33		42.2	1	30,400	63,800
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート（1号棟）	板橋区	蓮根3-6		55.9	1	43,400	85,600
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（1号棟）	板橋区	蓮根3-15		51.2	1	38,600	75,000
一般都営	中層耐火	豊工仲町三丁目アパート（1号棟）	練馬区	豊工3-5		39.0	1	29,100	71,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート（2-4号棟）	練馬区	南田中1-25		32.6	1	23,600	50,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート（3-5号棟）	練馬区	石神井町1-1		33.4	2	24,300	53,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート（4-1号棟）	練馬区	石神井町1-1		37.3	1	27,100	59,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート（2-1号棟）	練馬区	南田中1-25		32.6	1	23,600	50,600
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート（2号棟）	足立区	保木間5-29		59.6	1	42,100	79,900
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート（3号棟）	足立区	六月2-26		55.9	1	40,300	79,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（6号棟）	足立区	南花畑5-15		33.4	1	22,100	38,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート（1-0号棟）	足立区	東保木間1-5		33.4	1	22,200	40,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート（1-5号棟）	足立区	竹の塚7-16		35.5	1	23,800	44,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（1号棟）	足立区	西保木間4-1		37.3	1	24,900	45,900
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート（1-6号棟）	足立区	西保木間4-5		37.9	1	25,500	44,500
一般都営	中層耐火	谷在家アパート（1-0号棟）	足立区	谷在家3-22		33.4	1	22,500	42,000
一般都営	中層耐火	伊興町アパート（4号棟）	足立区	伊興1-8		36.4	1	24,900	50,300
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（1-4号棟）	足立区	鹿浜5-24		41.0	2	27,800	49,000
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート（1-0号棟）	足立区	花畑8-4		42.0	1	27,600	47,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート（1-6号棟）	足立区	花畑8-5		36.4	1	23,800	39,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート（1-1号棟）	足立区	舎人6-10		42.3	1	29,300	45,500
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート（5号棟）	足立区	東和4-17		48.1	1	34,800	69,400
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート（2号棟）	葛飾区	柴又1-38		51.0	1	37,100	73,600
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（2号棟）	葛飾区	西新小岩1-1		55.9	2	42,400	79,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（1号棟）	葛飾区	西新小岩1-1		55.9	1	42,400	79,200
一般都営	中層耐火	南小岩四丁目アパート（1-9号棟）	江戸川区	南小岩4-10		55.9	1	43,200	84,200
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（1-1号棟）	江戸川区	平井3-4		37.9	1	27,800	54,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（3号棟）	江戸川区	清新町2-8		55.9	3	44,100	90,300

種類	構造	名	位	置	規	戸	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
					模(平方メートル)	数(戸)		
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8		55.9	1	44,500	98,400
一般都営	高層耐火	平井七丁目第3アパート(2号棟)	江戸川区平井7-3		61.5	1	49,500	106,200
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-6号棟)	八王子市南大沢3-4		61.4	1	35,800	84,300
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-4号棟)	八王子市南大沢3-4		61.4	1	35,800	84,300
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(8号棟)	武藏野市境5-32		62.1	1	47,600	115,400
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート(1号棟)	武藏野市境2-6		60.9	1	45,900	113,800
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀7-19		36.4	1	25,500	57,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1		51.2	1	30,000	80,300
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート(2号棟)	調布市富士見町4-14		62.1	1	37,200	95,100
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(5号棟)	調布市富士見町3-19		56.8	1	34,400	94,000
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(4号棟)	調布市富士見町3-19		56.8	1	34,400	94,000
一般都営	中層耐火	染地二丁目アパート(2号棟)	調布市染地3-3		48.1	1	27,500	68,100
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(7号棟)	調布市染地3-3		55.9	1	31,900	79,100
一般都営	中層耐火	町田中町三丁目第4アパート(16号棟)	町田市中町3-10		63.2	1	39,900	100,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(8号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	1	29,900	62,200
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	1	30,900	70,100
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190		55.9	1	29,700	64,900
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(3号棟)	西東京市北原町1-32		51.1	1	31,600	77,800
一般都営	中層耐火	田無芝久保一丁目アパート(6号棟)	西東京市芝久保町1-15		61.5	1	38,800	89,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(22号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	17,900	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(25号棟)	狛江市和泉本町4-7		32.6	1	15,700	44,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(33号棟)	狛江市和泉本町4-7		33.4	1	16,400	47,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諒訪団地(4-2-1号棟)	多摩市諒訪4-2		37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諒訪団地(4-3-9号棟)	多摩市諒訪4-3		37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟)	多摩市愛宕4-1		40.1	1	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-3号棟)	多摩市落合4-1		51.1	1	25,700	41,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-4号棟)	多摩市落合4-4		51.1	1	25,700	41,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-7号棟)	多摩市貝取3-2		60.9	1	32,500	63,300

●東京都告示第七十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、第三条第三項の規定により告示する。

令和八年一月三十日

東京都知事 小池百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	収入の額が一三九、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)
八幡山三丁目第2アパート (17号棟)	世田谷区八幡山三丁目三十七番	高層耐火 三四・六平方メートル	五六戸	七三、〇〇〇円
同右	同右	同右	同右	三七、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	八五、三〇〇円
同右	同右	同右	同右	九九、九〇〇円
同右	同右	同右	同右	一二一、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	九七、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	一二三、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	三四、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	五三、三〇〇円
同右	同右	同右	同右	三〇、三〇〇円
同右	同右	同右	同右	三一、〇〇〇円
同右	同右	同右	同右	一二八、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	一〇八、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	一二八、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	一二八、八〇〇円
同右	同右	同右	同右	一五四、三〇〇円
同右	同右	同右	同右	九二、九〇〇円
同右	同右	同右	同右	一一八、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	一四五、二〇〇円
同右	同右	同右	同右	一〇一、五〇〇円
同右	同右	同右	同右	一四〇、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	七七、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	三九、八〇〇円
同右	同右	同右	同右	二六、一〇〇円
同右	同右	同右	同右	四七・八平方メートル
同右	同右	同右	同右	三四・六平方メートル
同右	同右	同右	同右	四〇・四平方メートル
同右	同右	同右	同右	四七・九平方メートル
同右	同右	同右	同右	四五・八平方メートル
同右	同右	同右	同右	五七・四平方メートル
同右	同右	同右	同右	三四・六平方メートル
下石原一丁目第2アパート (10号棟)	石神井台四丁目アパート (8号棟)	練馬区石神井台四丁目五番	二四戸	一一八、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	三四・六平方メートル
同右	同右	同右	同右	四〇・四平方メートル
同右	同右	同右	同右	四七・九平方メートル
同右	同右	同右	同右	四五・八平方メートル
同右	同右	同右	同右	五七・四平方メートル
同右	同右	同右	同右	三四・六平方メートル
同右	同右	同右	同右	四〇・四平方メートル
同右	同右	同右	同右	四七・九平方メートル
同右	同右	同右	同右	四五・八平方メートル
同右	同右	同右	同右	五七・四平方メートル
同右	同右	同右	同右	三四・六平方メートル
同右	同右	同右	同右	四〇・四平方メートル
同右	同右	同右	同右	四七・八平方メートル
同右	同右	同右	同右	三四・六平方メートル
日野新井アパート (8号棟)	日野新井三丁目一番地の三	調布市下石原一丁目十六番地	八戸	三五、三〇〇円
同右	同右	同右	同右	四一、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	四五、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	五〇、一〇〇円
同右	同右	同右	同右	三〇、二〇〇円
同右	同右	同右	同右	一〇八、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	一四五、二〇〇円
同右	同右	同右	同右	一〇一、五〇〇円
同右	同右	同右	同右	一四〇、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	七七、六〇〇円

◎東京都告示第七十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和八年二月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和八年一月三十日

東京都知事 小池百合子

同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右

同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右

三〇、五〇〇円
三六、三〇〇円
三六、一〇〇円

九〇、六〇〇円
一〇七、七〇〇円
一〇七、三〇〇円

種類	構造	名	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート（4号棟）	新宿区大久保3-13	32.8	1	26,300
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,100
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	51.2	1	39,600
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（6号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート（4号棟）	江東区塩浜1-3	51.2	1	44,400
改良	中層耐火	西糀谷二丁目アパート（1号棟）	大田区西糀谷2-23	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（1号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,200

●東京都告示第七十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和八年一月三十日

東京都知事 小池百合子

名	称	位	置	区画数
八幡山三丁目第2アパート駐車場	板橋富士見町第3アパート駐車場	世田谷区八幡山三丁目三十七番	板橋区富士見町二十番	二四区画
石神井台四丁目アパート駐車場	練馬区石神井台四丁目五番	日野市新井三丁目一番地の三	二七区画	八区画
日野新井アパート駐車場				

●東京都告示第七十九号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

東京都知事 小池百合子

別表

(1) 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国家公務員共済組合連合会九段坂病院	千代田区九段南1-6-12	令和8年2月1日から令和11年1月31日まで
東京通信病院	千代田区富士見2-14-23	同日
公益社団法人東京都教職員互助会三楽病院	千代田区神田駿河台2-5	同日
聖路加国際病院	中央区明石町9-1	同日
東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	同日
独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	同日
医療法人社団鉄友会柳町病院	新宿区市谷柳町25	同日
社会福祉法人聖母会聖母病院	新宿区中落合2-5-1	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	同日
東京健生病院	文京区大塚4-3-8	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	同日
医療法人社団大坪会東都文京病院	文京区湯島3-5-7	同日
公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	同日
医療法人社団正徳会滝口外科胃腸科整形外科	台東区寿3-2-7	同日
医療法人伯鳳会東京曳舟病院	墨田区東向島2-27-1	同日
医療法人社団隆靖会墨田中央病院	墨田区京島3-67-1	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	同日
社会医療法人社団順江会江東病院	江東区大島6-8-5	同日
医療法人社団藤崎病院	江東区南砂1-25-11	同日
医療法人社団高裕会深川立川病院	江東区扇橋2-2-3	同日
社会福祉法人あそか会あそか病院	江東区住吉1-18-1	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
公益財団法人河野臨牀医学研究所附属第三北品川病院	品川区北品川3-3-7	同日
昭和医科大学病院	品川区旗の台1-5-8	同日
国家公務員共済組合連合会三宿病院	目黒区上目黒5-33-12	同日
医療法人社団堇会目黒病院	目黒区中央町2-12-6	同日
総合病院厚生中央病院	目黒区三田1-11-7	同日
医療法人社団目黒厚生会本田病院	目黒区柿の木坂1-30-5	同日
東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	同日
東急株式会社東急病院	大田区北千束3-27-2	同日
一般財団法人平和協会駒沢病院	世田谷区駒沢2-2-15	同日
世田谷中央病院	世田谷区世田谷1-32-18	同日
医療法人社団大坪会三軒茶屋病院	世田谷区三軒茶屋1-21-5	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	同日
公益財団法人日産厚生会玉川病院	世田谷区瀬田4-8-1	同日
クロス病院	渋谷区幡ヶ谷2-18-20	同日
医療法人内藤病院	渋谷区初台1-35-10	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	同日
医療法人財団東京労働者医療会代々木病院	渋谷区千駄ヶ谷1-30-7	同日
一般財団法人自警会東京警察病院	中野区中野4-22-1	同日
東京医療生活協同組合新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16	同日
社会福祉法人淨風園中野江古田病院	中野区江古田4-19-9	同日
医療法人社団山斗会山中病院	杉並区南荻窪1-5-15	同日
河北総合病院	杉並区阿佐谷北1-6-1	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団日心会総合病院一心病院	豊島区北大塚1-18-7	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	同日
医療法人社団生全会池袋病院	豊島区東池袋3-5-4	同日
社会医療法人社団大成会長沢病院	豊島区池袋1-5-8	同日
医療法人社団久福会閑野病院	豊島区池袋3-28-3	同日
医療法人社団田島厚生会神谷病院	北区神谷1-27-14	同日
医療法人財団逸生会大橋病院	北区桐ヶ丘1-22-1	同日
社会医療法人社団一成会木村病院	荒川区南千住1-1-1	同日
日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立豊島病院	板橋区栄町33-1	同日
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	同日
医療法人社団昭成会山崎病院	板橋区大山西町5-3	同日
医療法人財団朔望会常盤台外科病院	板橋区常盤台2-25-20	同日
医療法人社団慈誠会上板橋病院	板橋区常盤台4-36-9	同日
医療法人社団誠志会誠志会病院	板橋区坂下1-40-2	同日
医療法人財団健康文化会小豆沢病院	板橋区小豆沢1-6-8	同日
医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7	同日
公益財団法人東京都医療保健協会練馬総合病院	練馬区旭丘1-24-1	同日
公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-5-1	同日
医療法人社団千秋会田中吉祥寺病院	練馬区関町南3-9-23	同日
医療法人社団久保田産婦人科病院	練馬区東大泉3-29-10	同日
大泉生協病院	練馬区東大泉6-3-3	同日
博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社会医療法人社団昭愛会水野記念病院	足立区西新井6-32-10	同日
医療法人社団俊和会寺田病院	足立区扇1-20-12	同日
社会医療法人社団慈生会等潤病院	足立区一ツ家4-3-4	同日
医療法人社団東京朝日会あさひ病院	足立区平野1-2-3	同日
医療法人社団明芳会イムス東京葛飾総合病院	葛飾区西新小岩4-18-1	同日
社会医療法人社団光仁会第一病院	葛飾区東金町4-2-10	同日
医療法人財団謙仁会亀有病院	葛飾区亀有3-36-3	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	同日
医療法人社団福仁会小松川病院	江戸川区中央1-1-15	同日
医療法人社団城東桐和会タムスさくら病院江戸川	江戸川区東篠崎1-11-1	同日
一般財団法人仁和会総合病院	八王子市明神町4-8-1	同日
医療法人社団永生会永生病院	八王子市鶴田町583-15	同日
東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	同日
医療法人社団八九十会高月整形外科病院	八王子市高月町360	同日
医療法人社団K N I 北原国際病院	八王子市大和田町1-7-23	同日
医療法人社団健心会みなみ野循環器病院	八王子市兵衛1-25-1	同日
日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	同日
稲城市立病院	稲城市大丸1171	同日
医療法人財団立川中央病院	立川市柴崎町2-17-14	同日
立川相互病院	立川市緑町4-1	同日
社会医療法人財団大和会東大和病院	東大和市南街1-13-12	同日
医療法人社団慈敬会府中医工病院	府中市晴見町1-20	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩総合医療センター	府中市武藏台2-8-29	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立小児総合医療センター	府中市武藏台2-8-29	同日
医療法人社団喜平会府中病院	府中市美好町1-22	同日
府中恵仁会病院	府中市住吉町5-21-1	同日
医療法人社団桐光会調布病院	調布市下石原3-45-1	同日
医療法人社団大坪会北多摩病院	調布市調布ヶ丘4-1-1	同日
東京慈恵会医科大学西部医療センター	狛江市和泉本町4-11-1	同日
医療法人財団慈生会野村病院	三鷹市下連雀8-3-6	同日
杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	同日
医療法人社団永寿会三鷹中央病院	三鷹市上連雀5-23-10	同日
医療法人社団武藏野会一橋病院	小平市学園西町1-2-25	同日
医療法人社団時正会佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	同日
医療法人財団緑秀会田無病院	西東京市緑町3-6-1	同日
医療法人社団東光会西東京中央総合病院	西東京市芝久保町2-4-19	同日
社会医療法人社団愛有会久米川病院	東村山市本町4-7-14	同日
社会福祉法人緑風会緑風荘病院	東村山市萩山町3-31-1	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	同日
医療法人財団きよせ旭が丘記念病院	清瀬市旭が丘1-619-15	同日
医療法人社団雅会山本病院	清瀬市野塙1-328	同日
医療法人社団苑田会滝山病院	東久留米市滝山4-1-18	同日

(2) 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
医療法人社団福寿会福寿会舍人病院	足立区谷在家1-8-14	令和7年8月6日
医療法人社団哲仁会井口病院	足立区千住2-19	令和7年9月30日
木挽町医院	中央区銀座4-11-4	同日
医療法人社団雙和会原整形外科病院	豊島区西池袋3-36-23	令和7年12月30日

● 東京都告示第八十号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年一月三十日

東京都知事 小池百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第五号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

令和八年一月三十一日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	3- { 2- [(シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル} -1H-インドール-4-オール及びその塩類	4 HO-McPT、4 OH-McPT、4-hydroxy McPT
(2)	2- [(4-イソプロポキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類	N-Pyrrolidino-isotonitazene、Isotonitazepyne
(3)	2- { 2- [(2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類	Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofuranitazene

● 東京都告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和八年一月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

東京都知事 小池百合子

一路線名 練馬川口

二 変更の区間 練馬区東大泉二丁目千七十三番一地先から同区大泉町二丁目千六十九番十四地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都知事第811号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十二号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

令和八年一月三十日

東京都知事 小池百合子

種類

名称

級別

規模

所在地

開始年月日

野積場

十号地ぶ

一級

111'五六四

江東区

令和八年二月

頭B野積

・117平方メ

有明四

丁目十

一丁

一メル

四番地

四番地

●東京都告示第八三三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十二号)第五条の規定により、令和八年一月一日限り、次の港湾施設の供用を廃止する。

令和八年一月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	級別	規模	構造	所在地
荷役	月島荷役	一級	一九・四	鉄骨造	中央区勝どき
機械器具	機械器具	四平方メ	四平方メ	五丁目十一番	九号
置場	置場	一ートル	九号		

告示(公)

●東京都公安委員会告示第30号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第8条第3号の規定に該

当するに至ったので、令和7年12月12日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

令和8年1月30日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明
記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名
目黒区目黒一丁目4番16号 目黒Gビル1階
「Chu Chu」 斎藤 結一

2 処分事由

正当な事由がなく6月以上休業

3 その他

(1) この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都

公安委員会(警視庁生活安全部保安課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

(2) この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の

規程(文)

●交通局規程第一号

東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め。

令和八年一月三十日

東京都交通局長 堀越弥栄子

東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和三十四年交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。

別表第十四備考11中「者のうわ、職務の級一級」を「者であつて、職務の級一級の適用を受けるもの」のうわ、職種欄の「技術」の区分に改め、「職種欄の「事務」の区分の適用を受ける者の初任給欄の号給を「一級四十四号給」と、職種欄の「技術」の区分の適用を受ける者の」を削り、「一級四十号給」、「職務の級一級」を「一級四十号給」、職種欄の「技術」の区分に、「一級四十三号給」を「一級四十五号給」に改め、同表備考五中「一級四十号給」を

取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

「一級四十一号給」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

規 程 (水)

● 東京都水道局管理規程第一号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年一月三十日

東京都水道局長 山 口 真

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部

を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程(昭和三十四年東

京都水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(昇格)」を付し、同条第二項を次のように改める。

2 職員を前項以外の職務の級に昇格させる場合は、その職務の級について級別資格基準表に定める経験年数を有すること。この場合において、級別資格基準表に定める経験年数のうち二分の一以上の年数については、その職務の級に在級していなければならない。

第十五条に見出しとして「(特別な場合の昇格)」を付し、同条中「または」を「又は」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

外国派遣された職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、前条の規定にかかわらず昇格させることができ

る。
別表第三備考4を次のように改める。

4 職種及び試験(選考)欄の区分が事務及び技術職員かつ経験者(技術)の者であつて、職務の級一級の適用を受けるもののうち、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十一号給」と、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十五号給」とする。

別表第三備考7中「一級四十号給」を「一級四十一号給」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第十一條関係）
経験年数換算表

経験の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
國、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	十割	國の職員とは、國家公務員並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人の職員をいう。
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	その他のもの	十割以下	この規程は、令和八年四月一日から施行する。
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの	十割以下	この規程は、令和八年四月一日から施行する。
五割以下	その他のもの	十割以下	この規程は、令和八年四月一日から施行する。

別表第四の二備考2中「における「國家公務員等、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間」又は「民間における企業体、団体等の職員としての在職期間」を「の経験の種類欄における「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第一号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年一月三十日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の前の見出しを削り、同条に見出として「（昇格）」を付し、同条第二項を次のように改める。

2 職員を前項以外の職務の級に昇格させる場合は、その職務の級について級別資格基準表に定める経験年数を有すること。この場合において、級別資格基準表に定める経験年数のうち二分の一以上の年数については、その職務の級に在級していなければならぬ。

第十七条に見出として「（特別な場合の昇格）」を付し、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均

衡上特に必要があると認められるときは、前条の規定にかかわらず昇格させることができることとする。

別表第三備考2を次のように改める。

2 試験(選考)欄の区分が経験者の者であつて、職務の級一級の適用を受けるものうち、職種欄の「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては初任給の欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十一号給」と、職種欄の「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては初任給の欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十五号給」とする。

別表第三備考5中「一級四十号給」を「一級四十一号給」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第三備考5中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十五号給」とする。

別表第四(第十三条関係)

経験年数換算表

経歴の種類		職員の職務との関係		換算率	備考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間		職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの(常時勤務に従事する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。)			
下五割以下	下十割以下	下十割以下	下十割以下	十割	
その他のもの	学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	その他のもの	在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。		
その他の期間					

別表第四の二備考2中「における「国家公務員等、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間」又は「民間における企業体、団体等の職員としての在職期間」を「の経験の種類欄における「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

公 告

特定開発行為に関する対策工事等の完了について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。

令和八年一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長 茂木竜一

特定開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

日野市東豊田一丁目五十二番
十二の一部、同番十三、同番
十五から同番十九まで、同番
二十七及び同番二十八

新宿区西新宿二丁目三番一
号二十九階A
パナソニックホームズ株式

会社

雜 報

支配人 山本 洋輔

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一
一
一
一
代
郵便番号 163-8001定価本号
一箇月
(郵送料を含む)
六、六〇〇円
七〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの